



府 食 第 5 4 号
令和 2 年 1 月 2 1 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

令和 2 年 1 月 14 日付け元消安第 4262 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた飼料の基準・規格の設定又は改正については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号) 第 3 条第 1 項の規定により、家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) に規定する監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料の取扱いに関する基準・規格を設定又は改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないものであることから、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上